

こども家庭審議会基本政策部会運営細則

令和5年6月30日
こども家庭審議会基本政策部会長決定

こども家庭審議会運営規則（令和5年4月21日こども家庭審議会決定、以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、この細則を制定する。

（委員会の設置）

第1条 規則第5条の規定に基づき、部会長が必要と認めるときは、こども家庭審議会基本政策部会（以下「部会」という。）に諮って、委員会を置く。

（委員会の構成）

第2条 委員会は、こども家庭審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者（以下「委員会委員」という。）により構成する。

（委員長の指名）

第3条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から、部会長が指名する。

（会議の招集）

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員会委員に通知するものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員会委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（会議の公開等）

第5条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第6条 委員会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員会委員の氏名
- 三 議事となった事項

- 2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）において総括し、及び処理する。

（雑則）

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。